

会 則

全国文化財壁技術保存会

本会設立の趣旨

私共、文化財建造物保存修理事業の壁工事に携わる者は、「文化財建造物は、その建造された次代の先人の優秀な技術の結晶でありました、その時代の高度な精神性をも現代に伝える貴重な遺産である」との認識に立ち、日々携わる文化財保存修理事業はその高い精神性の再現であるとの思いに立って仕事をしていきたいと思っております。

よってここに、その実現に向けてお互いに手を携え、後継者の育成を含む伝統壁技術の保存と継承、優良資材の確保、壁についての諸々の研究や情報の交換、蓄積を図り、国民の大切な文化財建造物の保存修理事業の推進に寄与するために本会を設立します。

全国文化財壁技術保存会会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は全国文化財壁技術保存会と称する。

第2条(事務所) 本会の事務所は
愛知県江南市力長町大当寺128
中島左官株式会社内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) 本会設立の趣旨に則り、伝統的壁技術の保存とその向上を図るとともに、伝統工法技能者の育成研修、文化財修理のための資材確保に努め、これをもって文化財建造物保存修理事業に寄与することを目的とする。

第4条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
①文化財壁技術の保存継承とその向上のための研修会の開催
②文化財壁工事の技能者の育成研修と技能資格の認定業務
③文化財壁工事のための資材確保
④会報の発行
⑤文化財壁工事技術に関する資料の収集、及び報告書の発行
⑥文化財壁工事技術に関する各種調査研究、及び報告書の発行
⑦会員の施工体制（雇用する技術者の人数、施工技術、施工実績等）の調査及び指導・助言
⑧会員の法令遵守体制の調査及び指導・助言
⑨会員ならびに会員が雇用する技術者に対する指導・助言
⑩その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び入退会

第5条(正会員) 1) 本会の認定している文化財壁工事の技能認定を受けた者で入会を希望する者は、役員会の承認を得て正会員となる。
2) 準会員で、本会の開催する伝承者養成技術研修会の受講修了証を受け、3年を経過した事業所又は個人で希望する者は、役員会の承認を得て正会員となる。
3) 中級試験合格者で入会を希望する者は、役員会の承認を得て正会員になれる。

(準会員) 1) 20年以上の左官経験があり、且つ、重要文化財・国宝指定の現場を5～10箇所経験している者は、役員会の承認を得て準会員になれる。ただし、市指定文化財・県指定文化財・史跡・登録文化財は該当しない。
2) 3～5年の左官経験があり、本会の開催する伝承者養成技術研修会を3年かけて卒業し、修了証を受けた者は、役員会の承認を得て準会員になれる。

- 3) 準会員で、本会の開催する伝承者養成技術研修会の受講修了証を受け、3年を経過した事業所又は個人で希望する者は、役員会の承認を得て正会員になれる。

(賛助会員)

材料及び工具の納入業者等、本会の設立趣旨に賛同する者。

第6条(退会)

- 1) 退会は本人の申し出による。
- 2) 会費を滞納、又は、本会の名誉を傷つけた者、禁治産、破産の宣告を受けた者は役員会の決定により会員としての資格を取り消す。
- 3) 1年に一度も事業に協力・参加をしなかった者は、役員会の決定により会員としての資格を取り消す。
- 4) 準会員として1年間の研修を受講した者でも、その以降を受講せず研修修了証を受けていない場合は、役員会の決定により会員としての資格を取り消す。
- 5) 本会が実施する調査に正当な理由なく応じない場合は、役員会の決定により会員としての資格を取り消す。
- 6) 本会に提出した入会申込書やその他提出書類に虚偽があることが判明した場合は、役員会の決定により会員としての資格を取り消す。

第7条(会員の義務)

- 1) 会員は本会の入会にあたり提出した入会申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに本会に届出なければならない。
- 2) 本会は、第4条各号記載の目的を達成するため、会員に対して、必要な情報・資料等の提供を求めることができる。
- 3) 会員は、前項により情報・資料等の提出を求められたときには、速やかに、本会に当該情報・資料等を提供しなければならない。
- 4) 本会は、第4条各号記載の目的を達成するために必要と認めるときは、前項によって提供を受けた情報・資料等、その他本会が独自に収集した会員に関する情報を、第三者に提供することができる。

第4章 総会

第8条(総会)

- 1 総会は年1回開催するものとし、次の事項を審議決定する。
 - ①事業計画及び収支予算に関する件。
 - ②事業報告及び収支決算に関する件。
 - ③役員を選出。
 - ④会則の変更。
 - ⑤その他本会に関する重要事項で役員会が必要と認める事項。

(臨時総会)

- 2 会員の過半数の要求がある場合及び役員会が必要と認める場合は臨時総会を開催することができる。

(総会の議決)

- 3 総会の議長は会長が指名する。
- 4 総会の議決は正会員出席者の3分の2以上の同意を得て成立する。

第5章 役員及び役員会

- 第9条(役員) 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 1名 |
| ③ 会計 | 1名 |
| ④ 幹事 | 若干名 |
| ⑤ 監査 | 若干名 |
- 第10条(役員の任期) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第11条(役員の職務) 役員の職務は次の通りとする。
- ①会長は本会を代表し本会を運営する。
 - ②副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
 - ③会計は年会費を徴収し会の収支を扱う。
 - ④幹事は各々の地域に於いて会の代表として本会の運営に協力する。
 - ⑤監査は会務を監査し総会で報告する。
- 第12条(役員会) 役員会は必要あるとき会長が招集する。
- 第13条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会で推薦し、総会で承認を受けるものとする。
- 第14条(役員の選出) 1) 会長は総会に於いて会員の互選により選出する。
2) 副会長、会計、幹事、監査は会長の指名により選出し総会で承認を受けるものとする。

第6章 会計

- 第15条(会計) 本会は会員の会費をもって運営される。
- 第16条(会費)
- | | | |
|-----------|------|----------|
| 1) 会費は年額、 | 正会員 | 金30,000円 |
| | 賛助会員 | 金30,000円 |
| | 準会員 | 金20,000円 |
- 納入は年度始めに1年分を前納とする。
- 2) 新しく入会する者は入会金を納入するものとする。
入会金は金30,000円とする。
 - 3) 一旦納められた入会金及び会費は、如何なる理由があっても返還しない。
- 第17条(臨時会費) 必要ある時は役員会の決定のもとに臨時会費を徴収することができる。
- 第18条(事業年度) 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 左官日本壁技能者認定証

- 第19条 1) 本会の開催する伝承者養成技術研修会を修了後5年が経過し、その技術が役員会に認められ、承認を得た者が認定証を受け取ることが

できる。

改訂履歴

平成 5年 4月22日制定	
平成 8年 6月26日改定	(年会費金額)
平成10年 4月17日改定	(会名称を文化財保存研究会から全国文化財壁技術保存会と改称)
平成11年 6月26日改定	第4条 (事業)第2項を追加
平成14年 6月18日改定	第2条 事務所
平成18年 6月 2日改定	第5条 会員(準会員)、第15条会費(入会金)
平成20年 6月 2日改定	第2条 事務所
平成21年 5月11日改定	第5条 会員(正会員)、及び(準会員)
	第6条 (退会)、第7章を追加
平成24年 6月 3日改定	第5条 会員(正会員)3) を追加
平成28年 5月 8日改定	第5条 会員(準会員)
令和元年 5月12日改定	第4条 (事業)第7, 8, 9項を追加
	第6条 (退会)第5、6項を追加
	第7条 (会員の義務)を追加
	第15条 (会費)3)を追加
令和 2年 6月19日改定	第8条 (総会の議決)3を追加